

■11 群 (社会情報システム) - 5 編 (行政情報システム)

4 章 行政情報サービスアプリケーション

(執筆者: 小林 賢) [2009年2月 受領]

■概要■

行政情報化に向け、1~3章で述べたように、様々な政府戦略や施策のもと、必要な法整備やインフラ整備が行われてきた。これらの法律やインフラのもとで、行政効率化や国民・住民・企業のサービス・利便性向上などを目的に、様々なサービスやアプリケーションが構築されてきている。

サービスの提供形態としては、従来は、役所などでの窓口での提供が主体であったが、最近では、複数の手続きを一箇所で処理できるワンストップサービスや、24時間いつでも好きなときに手続きが行えるノンストップサービスが出てきている。また、電子的に各種申請や届出、納付手続きを行えるしかけとして、インターネットを通じた電子申請・電子納付、電子申告・電子納税や行政カードが出てきている。一方、各種工事や部品を調達する行政側と業務を請け負いたい業者との間の調達や入札などにかかるコストを低減するため、電子調達や電子入札も普及してきている。更に、選挙にかかる手間を削減する電子投票や戸籍オンライン化などの試行や検討も行われてきた。

【本章の構成】

本章では、行政と国民・住民や企業間のやりとりに使われているサービスやアプリケーションを中心に上げることとし、ワンストップサービス (4-1 節)、ノンストップサービス (4-2 節)、電子申請 (4-3 節)、電子調達・電子入札 (4-4 節)、電子納付 (4-5 節)、電子申告・電子納税 (4-6 節)、電子投票 (4-7 節)、行政カード (4-8 節)、戸籍オンラインシステム (4-9 節) に関して述べる。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-1 ワンストップサービス

(執筆者：小林 賢) [2009年2月 受領]

「ワンストップ」とは、複数のことを一箇所で処理できることであり、「ワンストップサービス」とは、もともと複数の処理をそれぞれの場所（物理的な場所もあれば、Web サイトもある）で処理しなければならなかったものを、一つの場所で処理できるようにしたサービスのことを指す。

行政サービスにおける「ワンストップサービス」とは、もともと複数の窓口、に行かないと処理が完結しなかった手続きを、一つの窓口で、一括して手続きが完了するサービスの提供形態を指す。

ワンストップサービスの実現形態としては、役所などの窓口でのサービス提供と、インターネットの Web サイトでのサービス提供とがある。窓口でのサービス提供の方法としては、役所でのサービスの種類や管轄によって異なっていた窓口を一箇所にまとめるもので、住民は一つの窓口に行けば、役所が提供しているサービスの多くが一度に処理ができるようになるものである（こうした窓口は「総合窓口」と呼ばれている）。一方、Web サイトでのサービス提供の方法としては、インターネットにサービスポータルを用意し、利用者がポータルにアクセスして複数サービスの処理に必要な情報を一括して入力することで、ポータルと連携する各行政システムに情報が伝達され処理が行われ、一度で複数の手続きが完了する、というものである。

ワンストップサービスの実現例としては、「自動車保有手続きのワンストップサービス」があげられる（図 4-1 参照）¹⁾。自動車保有するためには、検査登録、保管場所証明申請などの多くの手続きに加え、検査登録手数料や保管場所証明申請手数料などの手数料や、自動車税、取得税、重量税などの税金の納付が必要である。従来は申請者が各手続きや納付をそれぞれの場所へ行って行う必要があったが、自動車保有手続きのワンストップサービスは、これらをインターネットでオンライン申請により一括して行えるようにしたものである。

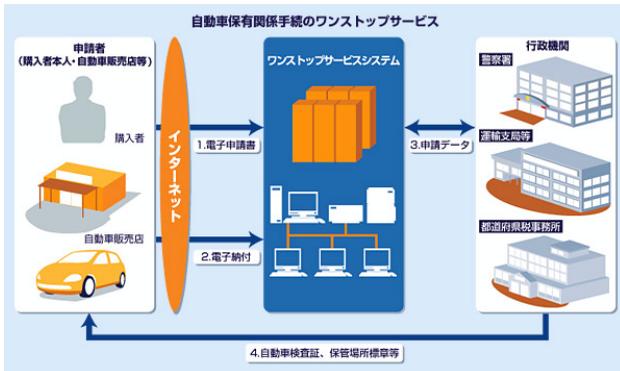


図 4-1 自動車保有手続きのワンストップサービス（出展：国土交通省の HP より）

ワンストップサービスに関連する近年の日本政府の施策としては、IT 戦略本部が 2007 年 4 月 5 日に発表した「IT 新改革戦略 政策パッケージ」のなかで、重点的な取組みの一つとして「国・地方の包括的な電子行政サービスの実現」が掲げられており、

「国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、利用者ニーズ、を的確に踏まえつつ、フロントオフィスとバックオフィス及びバックオフィス相互間の連携や民間手続との連携を図ることにより、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える第 2 世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを 2010 年度を目途に構築することを目指す。」

とある。ワンストップサービス実現のためには、サービスを受け付ける場所・サイトと、サービスを処理する場所・システムとを連携させる、という課題があり、特にシステム連携という点においては実現のハードルが高くなるが、政府の施策の推進を通じ、国民・住民の利便性や行政サービスの満足度が向上することが期待される。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-2 ノンストップサービス

(執筆者：小林 賢) [2009年2月 受領]

「ノンストップ」とは、もともとは乗り物が途中で止まらずにまっすぐ目的地まで行くことであるが、「ノンストップサービス」とは、24 時間いつでも利用者が都合の良いときに利用できるサービスのことを指す。

行政サービスにおける「ノンストップサービス」とは、申請や手続きなどの処理が電子化されていて、キオスク端末やインターネットの Web サイトなどを通じて、24 時間いつでも住民が都合の良いときに申請や手続きを行えるサービスを指す。

「ワンストップサービス」との違いは、「ワンストップサービス」が「場所が一箇所で完結する (=ワンストップ)」という意味で使われるのに対して、「ノンストップサービス」は「時間の面でいつでも利用できる」という意味で用いられる点であり、両者が排他的関係にあるわけではない。

ノンストップサービスの実現例としては、コンビニエンスストアを利用した証明書交付の 24 時間受付サービスや、端末から 24 時間、施設予約やバリアフリー情報を閲覧できるサービスの例がある。将来に向けては、キオスク端末を通じて 24 時間証明書を発行できるサービスの実現や、インターネットの Web サイトで各種行政手続きを 24 時間いつでも処理できるサービスの実現を目指して各種施策や実証実験が推進されており、今後の住民の利便性向上が期待される。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-3 電子申請

(執筆: 小林 賢) [2009年2月 受領]

電子申請とは、インターネットを通じて、自宅や会社のパソコンを用いて申請や届出などの行政手続きを電子的に行えるようにしたものである。

電子申請は、従来の紙での申請と比べ、利用者にとっては、役所などに出向かずに行政手続きを行うことができるというメリットがある。一方で役所側は、申請内容を電子的に受け取ることができるため、業務システムへの申請内容などの入力の手間が省ける、部門をまたがった申請や手続きの処理がスピーディに行える、などのメリットがある。

電子政府の総合窓口「e-Gov」²⁾では、電子申請システムの主要機能として下記をあげている。

- ・ 申請・届出 (申請 (申請者・代理人))
- ・ 委任または委任情報の確認 (委任申請, 委任照会, 委任検証)
- ・ 複数名で氏名を連ねて (連名して) 申請・届出 (連名申請 (連名代表者), 署名追加, 連名申請提出)
- ・ 個別ファイル署名で署名を追加 (署名追加)
- ・ 複数の手続きについて、一括して申請・届出 (グループ申請, 署名追加, 複数署名申請提出)
- ・ 申請・届出などの状況照会 (状況照会, 通知照会, 公文書署名検証)
- ・ パーソナライズの利用 (パーソナライズの開設, パーソナライズの照会)

また、各府省で電子申請可能な手続きの数を表 4・1 に示す。

表 4・1 各府省で電子申請が可能な手続き数

府省名 (順不同)	登録件数
内閣官房	7
内閣府	212
公正取引委員会	68
国家公安委員会・警察庁	247
金融庁	1475
総務省	935
財務省	244
国税庁	7
厚生労働省 (社会保険庁及び中央労働委員会を含む)	4705
農林水産省	865
林野庁	115
水産庁	460
経済産業省 (資源エネルギー庁, 特許庁及び中小企業庁を含む)	3099
環境省	259

出展: <http://www.e-gov.go.jp/shinsei/content-list.html> (2009年1月現在)

電子申請を実現するためには、申請者である企業や個人が正しい申請者であることを行政側が確認（認証）できることと、逆に利用者側も行政機関が正しいことを確認（認証）できることが必要である。前者に関しては、企業の認証は法務省の商業登記認証が、個人の認証は公的個人認証が、また行政機関の認証については、各府省が運営する府省認証局とこれらの各府省認証局を束ねるブリッジ認証局とから構成される政府認証基盤（GPKI）が、それぞれ整備されてきている。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-4 電子調達・電子入札

(執筆者：小林 賢) [2009年2月 受領]

電子調達とは、インターネットを通じて部品や原材料を調達することであり、調達品の見積、発注、請求などの一連のやり取りを、インターネットを介して行うようにしたものである。電子調達は企業間の生産材などの調達から始まっているが、その後サービスや事務用品などの調達にも適用されてきている。電子調達は、時間や場所の制約を受けない取引の実現、人件費などの調達コストの削減、市場の競争力の向上などといったメリットがある。

一方、電子入札とは、インターネットを通じて入札を行うことであり、入札公示、応札、開札結果公示などに関する調達者と応札者との間の一連のやり取りを、インターネットを介して行うようにしたものである。従来の入札では、調達者は紙による入札公示を行い、応札者は役所などに出向いて調達の具体的内容など公示内容の確認し、入札会場に出向き金額を書いた札を入れ、開札して業者を決める、という流れであった。これに対し、電子入札ではこれらの流れを電子化することで、一連の入札の流れが一般に公開されるとともに、応札者はわざわざ調達者のところへ行かなくてもよくなり、インターネットを通じて公示内容の確認、札入れ、開札結果の確認ができる。したがって、電子入札は、入札自体の透明性の確保、調達業務のスピードアップやコスト削減、応札可能者の拡大による競争性の向上などのメリットがある。

電子調達や電子入札の事例としては、CALS/EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce, 公共事業支援統合情報システム)がある³⁾。CALS/ECは、公共事業における計画、調査、設計、契約、施工、維持管理といった一連の業務プロセスを支援する情報システム群であり、このなかに電子調達、電子入札に係るシステムも含まれている。CALS/ECは、電子化による業務の効率化やコストの削減だけでなく、公共事業の入札にかかわる業務全般の透明化、健全な競争の促進による品質向上を目的としている。

国土交通省では、ITを活用したデータの標準化と共有・有効利用を通じて、公共事業業務プロセスの革新に資することをねらい、公共分野でのCALS/ECを推進している。国の公共事業に関しては、「建設CALS/ECアクションプログラム」(旧建設省1997年6月策定、国土交通省2002年3月改訂)に基づいて推進されている。一方、自治体を含む広範囲な公共発注機関における公共事業についても、「CALS/EC地方展開アクションプログラム」(国土交通省2001年6月策定)を受けて、自治体ごとに「CALS/ECアクションプログラム」の策定・推進が進められている。なお、各種システム、基準類などの調査・研究・開発及び普及のための諸活動は、国土交通省の外郭団体であるJACIC(財団法人日本建設情報総合センター)を中心に行われている。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-5 電子納付

(執筆者：小林 賢) [2009年2月 受領]

電子納付とは、各種申請や届出に伴い手数料が必要な場合、それをパソコンや携帯電話、金融機関のATMなどから支払いできるようにしたものを目指す。

公共料金の電子納付サービスとしては、ペイジー (Pay-easy)⁴⁾ が普及している。ペイジーは、金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキングや、ATMから料金の支払いが行えるサービスであり、民間企業、金融機関、官公庁、地方公共団体等が参加する「日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 (JAMPA: Japan Multi-Payment Network Promotion Association)」により運営されている。ペイジーで支払いが可能なのは、公共機関向けとして国民年金保険料、自動車税 (一部の自治体)、固定資産税 (一部の自治体)、行政手数料 (一部の自治体) など、また民間関連で支払いが可能なものには、各種通販、オークション、航空券などがある。

また、ペイジーを支えるインフラとして、マルチペイメントネットワーク (MPN: Multi-Payment Network) がある⁵⁾。マルチペイメントネットワークとは、手数料などを収納する企業や公共団体と、収納を代行する金融機関などをつないだネットワークのことである。公共団体の手数料支払いに用いられるマルチペイメントネットワークは高い信頼性や安定性が求められるため、その運営は、複数の金融機関が主体となって設立された「日本マルチペイメントネットワーク運営機構 (JAMMO: Japan Multi-Payment Network Management Organization)」が行っている (図 4・2 参照)。

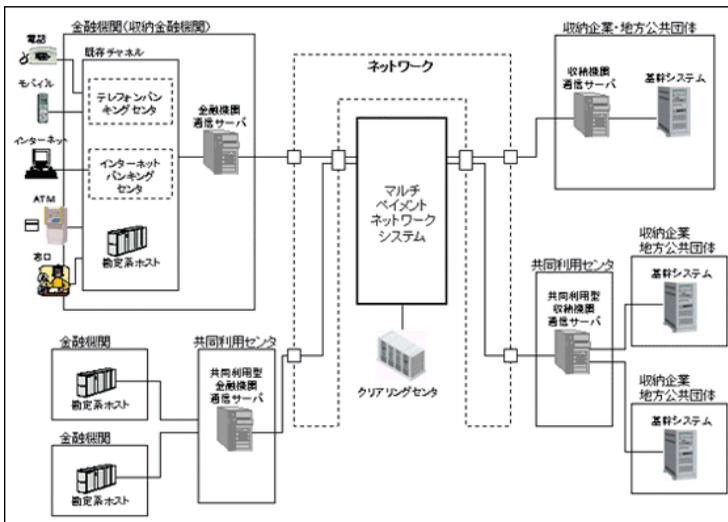


図 4・2 マルチペイメントネットワーク

(出展：マルチペイメントネットワーク <http://www.jampa.gr.jp/pub/> より)

■11 群 -5 編 - 4 章

4-6 電子申告・電子納税

(執筆者：小林 賢) [2009年2月 受領]

電子申告とは、インターネットを介して、国税や地方税の納税申告の手続きを行うことである。また、電子納税とは、インターネットを介して、国税や地方税の納付を行うことである。

国税の電子申告・電子納税では、国税庁が提供している国税電子申告・納税システム「e-Tax」(イータックス)⁶⁾がある。国税の電子申告は、2004年6月から全国的に運用が開始された。e-Taxでは、所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税に係る申告、全税目の納税、各種申請・届出などの手続きが可能である。

e-Tax 利用時の流れを図 4・3 に示す。

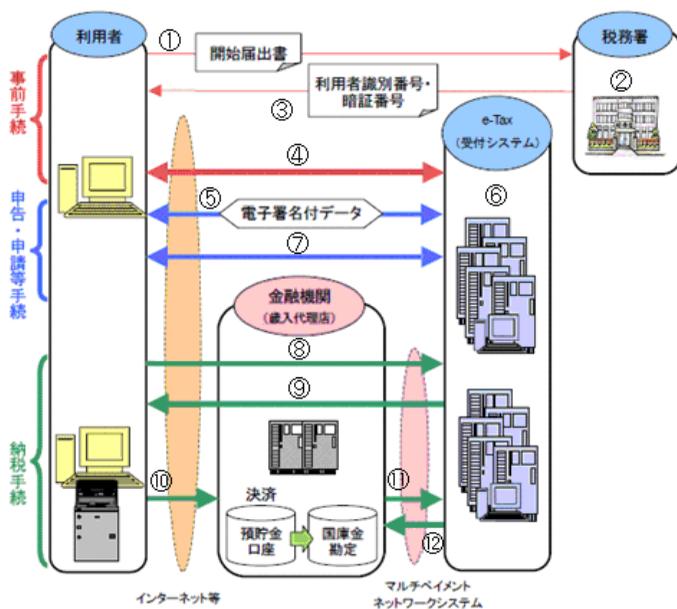


図 4・3 e-Tax (電子申告・電子納税システム) 利用の流れ

1 事前手続

①開始届出書の提出，②審査，登録，③利用者識別番号及び暗証番号の取得

2 初期登録

④暗証番号の変更，電子証明書などの登録/変更・登録した旨のメッセージ

3 申告・申請など手続

⑤申告・申請などデータ (電子署名付) の送信/データを受信した旨の通知，⑥受信データのチェックなど/データのメッセージボックスへの格納，⑦送信データの確認など

4 納税手続（登録方式^{注1}でインターネットバンキングを利用する場合）

- ⑤納付情報データの送信／データを受信した旨の通知，⑥受信データのチェックなど／納付区分番号などのメッセージボックスへの格納，⑦納付区分番号などの取得，⑧収納機関番号，利用者識別番号，納税用確認番号及び納付区分番号を送信，⑨納税者氏名，税目，課税期間及び納付金額などを通知，⑩納付指図，⑪領収済データの連絡，⑫領収済データ受信の通知

一方，地方税の電子申告・電子納税は，地方公共団体で組織する「社団法人地方税電子化協議会」が運営する納税システム「eLTAX」（エルタックス）⁷⁾がある。eLTAXは，2005年1月から運用が開始された。eLTAXの概要を図4・4に示す。eLTAXでは，法人都道府県民税・法人事業税・地方法人特別税，法人市町村民税，固定資産税，個人都道府県民税・市区町村民税，事業所税に関する，電子申告・電子納税・各種申請・届出をサポートしている。

e-Tax，eLTAXとも，電子納税にはペイジー（税金・各種料金の払い込みサービス，電子納付の項を参照）使うことで，電子的な納付を可能にしている。



図4・4 eLTAXの概要

^{注1} 登録方式とは、e-Tax ソフトなどを使用して納付情報データを作成し、e-Tax に登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方式。入力方式とは、e-Tax に納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として申告者自身で納付目的のコードを作成して電子納税を行う方式。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-7 電子投票

(執筆者：屋代 聡) [2009年2月 受領]

電子投票は、選挙に係る各手順（選挙人の選出、選挙人の確認、投票、開票、集計）のうち、主に投票・開票・集計の手順を電子化することで、選挙事務の効率化や投票者の利便性向上、無効票の削減などを実現する取組みである。これまで、国内外で様々な方式による電子投票が実施されているが、機器の信頼性、投票結果の完全性（選挙人の操作が正しく記録され正しく集計されること）、導入・運用コストの低減など、課題も多く、国内ではまだ本格的に至っていない。

4-7-1 諸外国の電子投票事例^③

日本では、1999年頃から電子投票実現に向けた検討が始められたが、諸外国では1980年代後半から電子投票が行われている。日本の電子投票制度、電子投票機器は、これら先行する諸外国の事例を少なからず参考にしてている。

表 4・2 諸外国の電子投票事例

国名	方式	主な目的	特徴
ベルギー	磁気カード + タッチペン式	投票事務員の削減、複雑な投票制度下におけるミスの削減	投票用紙を磁気カードに置き換えた形態のため、紙投票との親和性が高い。
オランダ	ボタン式	開票事務の効率化	投票内容は投票機に記録されるため、投票機は高い信頼性が求められる。
ブラジル	テンキー式	不正行為（用紙持ち出し）の防止、開票事務の迅速化	投票内容は投票機に記録されるとともに、紙出力され自動保存される。
米国	パンチカード式 レバー式 光学的マーク読取り式 ボタン式 タッチパネル式		カウンティ（日本での郡に相当）ごとに方式を決めて良い。パンチカード式は、判読不能票の発生がある。

4-7-2 電子投票の3段階

電子投票には、選挙人がどこで投票を行うかによって三つの段階があるといわれている。第一段階では投票装置及び開票・集計装置が必要とされる。第二段階になるとネットワークが必要になることに加え、各投票所で選挙人を確認できる仕組みが必要となる。第三段階になると、オープンなネットワーク（インターネットなど）で安全に投票できる仕組みが必要となる。

第一段階 選挙人が、指定された投票所で、電子投票を行う。

第二段階 選挙人が、指定された投票所以外の投票所でも、電子投票を行える。

第三段階 投票所での投票が義務付けられず、選挙人が、自身が所有する計算機から電子投票を行うこともできる。

4-7-3 投票における七つの基本原則

国内における選挙制度は公職選挙法を根拠としており、投票プロセスに関しては七つの基本原則が定められている。平成 14 年 2 月 1 日に施行された「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法などの特例に関する法律」(電磁記録投票法)は、地方自治体が第一段階の電子投票を実施できるように、七つの基本原則に特例を設けている。

- ① **投票主義** 投票主義自体は、電子投票であっても変わらない。投票開始時に投票箱が空であることを確認する「ゼロ票確認」が、電子投票でもできなければならない。
- ② **一人一票主義** 一人一票主義も、電子投票であっても変わらない。IC カードなどのトークンを利用し、一人一票を実現している場合が多い。
- ③ **秘密投票主義** 投票内容は、投票者に関する情報とリンクさせずに記録されなければならない。
- ④ **投票当日投票所投票主義** 選挙当日に投票所で票を投じなければならないという原則だが、現在では対象事由の制限が緩くなったことから期日前投票の利用率が高く、また期日前投票でも電子投票が利用されている。
- ⑤ **選挙人名簿登録主義** 選挙人名簿に登録された者だけが投票できるという原則があり、電子投票であっても特に変更はない。
- ⑥ **投票用紙公給主義** 電子投票では投票用紙がなくなるため、この原則の解釈が変わる。
- ⑦ **単記自書投票主義** 電磁記録投票法により、選挙人が自ら機器を操作して記録すればよい特例を設けている。

4-7-4 国内の電子投票事例

国内ではこれまでに 15 回の電子投票が実施されており (2008 年 12 月時点)、いずれも第一段階である。機器の故障や票数の不一致が発生せず、開票・集計時間が大幅に短縮された場合がある一方で、機器の故障により投票が中断されたケースや、票の不一致があり無効となった選挙もあった。いずれの投票も、用いられた装置はタッチパネル式である。

表 4・3 国内の電子投票事例¹⁰⁾

実施団体	選挙種別	開票時間		前回選挙での 開票時間
		電子投票分 のみ	不在者投票分 含む	
岡山県新見市	市長・市議選 (H14.6.23)	25 分	120 分	265 分
広島県広島市 (安芸区のみ)	市長選 (H15.2.2)	20 分	44 分	95 分
宮城県白石市	市議選 (H15.4.27)	55 分	125 分	258 分
福井県鯖江市	市議選 (H15.7.6)	14 分	90 分	150 分
岐阜県可児市	市議選 (H15.7.20)	13 分	66 分	195 分
福島県大玉村	村議選 (H15.8.3)	16 分	60 分	150 分
神奈川県海老名市	市長・市議選 (H15.11.9)	*1	*1	約 180 分
青森県六戸町	町長選 (H16.1.18)	10 分	23 分	約 60 分
京都府京都市 (東山区のみ)	市長選 (H16.2.8)	13 分	22 分	57 分
岡山県 (新見市のみ)	知事選 (H16.10.24)	15 分	35 分	132 分
宮城県白石市	市長選 (H16.10.31)	30 分	70 分	148 分
三重県四日市市	市長・市議補選 (H16.11.28)	30 分	80 分	100 分 ^{*3}
青森県六戸町	町長選 (H17.6.12)	7 分	20 分	23 分 ^{*4}
青森県六戸町	町議選 (H19.4.22)	2 分	26 分	無投票
宮城県白石市	市議選 (H19.4.22)	25 分	49 分	125 分 ^{*5}

*1 衆議院議員総選挙が同日に執行されたため、市長・市議の開票時間が特定できない。

*2 H16.1.18 に行われた六戸町長選以降は期日前投票に電子投票が導入された。

*3 前回開票時間は市長選のみ。

*4 2 回目の電子投票であり、前回欄は電子投票での開票時間。

*5 2 回目の電子投票であり、前回欄は電子投票での開票時間。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-8 行政カード

(執筆者：根本繁幸) [2009年2月 受領]

「行政カード」とは行政を実施する際に利用されるカード形状のものの俗称であり、明確な定義はない。行政カードとしては、下記(1)～(6)などがある。

(1) 住民基本台帳カード

住民基本台帳ネットワークシステム第2次サービスの一つとして、2003年(平成15年)8月25日から、カード希望者に対して市町村から発行されるカード。ICチップを内蔵しており、インタフェースはコンピ形(接触形と非接触形の機能を備えた形)と非接触形の二種類があり、自治体により異なる。下記の用途で利用できる。

・住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認手段

行政機関に設置された住民基本台帳ネットワークシステムの端末に本カードを差し込み、住民の方がパスワードを打ち込むことで、本人確認情報(4情報(氏名、生年月日、性別、住所)、住民票コードなど)の検索ができ、本人確認が可能になる。これにより、住民票の写しの広域交付の際の本人確認や、転入転出の手續の簡素化に利用できる。

・電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請

カードに公的個人認証サービスの電子証明書を格納することで、電子証明書を利用した本人確認を行うことが可能となり、e-Taxなどのインターネットによる行政手続きを行うことができる。

・公的な身分証明書

本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用することができる。例えば、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に例示されており、金融機関などにおける本人確認書類として利用することができる。

・市区町村が行う独自のサービス

市区町村は、ICチップ内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域を利用して、住民基本台帳法第30条の44第8項の規定に基づいて条例を定めることで、住基カードを利用した独自のサービスを行うことができる。住民は、そのサービスを利用することができる。例えば、下記の印鑑登録証や図書館カードと同様のサービスを行うことができ、複数の目的ごとのカードを本カードにまとめることが可能である。

(2) 運転免許証

自動車などを運転するための免許を受けたことを示す証明書であり、都道府県の公安委員会から発行される。また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に例示されており、金融機関などにおける本人確認書類として利用することができる。

2007年(平成19年)8月25日から、ICチップを内蔵した運転免許証の交付が開始されている。

(3) 健康保険証

国民健康保険などの医療保険に加入していることを示す証明書であり、医療保険の運営主体から発行される。病院の窓口に掲示することで、医療費の自己負担分のみで診察が受けられる。また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に例示されており、金融機関などに

おける本人確認書類として利用することができる。

各運営主体によって、従来の紙の保険証からカード形へ変更されており、被保険者と被扶養者に一人一枚ずつ交付することで、利便性が向上されている。

(4) 印鑑登録証

印鑑登録したことを示す証明書であり、市町村から発行される。多くはカード形をしている。印影などが記載された印鑑登録証明書の交付を受ける際に利用する。

(5) 図書館カード、公共施設利用カード

図書館などの公共施設の利用資格を有することを示すカードであり、各施設の運営主体から発行される。図書や施設の利用管理、利用予約を行う際に利用する。

(6) 自動交付機用カード

自治体が設置した自動交付機を使って、住民票や印鑑登録証明書の発行する際に、本人確認に利用されるカードである。各自治体から発行される。印鑑登録証に本カードの機能をもつ事例もある。

■11 群 - 5 編 - 4 章

4-9 戸籍手続オンラインシステム

(執筆者：根本繁幸) [2009年2月 受領]

「戸籍手続きオンラインシステム」とは、インターネットを介した電子戸籍証明書の交付及び請求や、戸籍の届出を可能とするシステム。

2002年12月に成立した「行政手続オンライン化関係三法」によって、従来の書面による手続に加え、オンラインでの行政手続が可能となった。

特に戸籍手続のオンライン化にあたっての法整備は、「行政手続オンライン化関係三法」に加えて、戸籍事務処理の観点から制度上の過不足を補うために、「戸籍法施行規則改正（平成16年4月1日法務省令第28号）」などの法整備が行われている。平成16年4月1日付法務省民一第928号民事局長通達の別冊において、「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」が定められており、この標準仕様に準拠することが求められている。

戸籍手続オンラインシステムにより、住民は本籍地が遠隔地にある場合にも、郵送ではなく、インターネットを介して戸籍証明書を請求できるため、迅速な処理が可能となる。自治体にとっては、戸籍に関する申請・届出に係る情報が電子化されるため、各自治体で管理している戸籍情報システムとの連携の容易化やデータの入力作業負荷の軽減が期待されている。

戸籍手続のオンライン化にあたり、戸籍特有の文字を正確に取り扱うために制定された文字の集合体が戸籍統一文字である。

戸籍に記載できる文字は約5万文字あり、一般家庭にある Windows パソコンの標準搭載文字の約1万4千文字よりもはるかに多く、家庭のパソコンでの表示は難しい。また、従来の各自治体で管理していた戸籍情報システムでは、同一庁舎内での運用であったため、システムベンダによる文字コードの違いや市区町村独自に外字を登録している場合があった。戸籍手続オンラインシステムにおいては、庁舎以外の家庭や別市区町村に文字を伝達する必要があり、よりどころとなる情報が戸籍統一文字である。戸籍統一文字で規定された戸籍統一文字番号を使って文字を伝達することで、各自治体での文字コードの違いを解決することができる。

戸籍統一文字は、平成16年4月1日付法務省民一第928号民事局長通達の別冊に収められているほか、インターネットにおいても「戸籍統一文字情報」¹¹⁾で公開されており、文字を検索することができる。

■参考文献

- 1) 国土交通省，“自動車保有関係手続きのワンストップサービス” <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/>
- 2) “電子政府の総合窓口「e-Gov」電子申請とは” <http://www.e-gov.go.jp/shinsei/about.html>
- 3) “CALs/EC ポータルサイト” <http://www.cals.jacic.or.jp/>
- 4) “いつでも、どこでも、ペイジー” <http://www.pay-easy.jp/>
- 5) “日本マルチペイメントネットワーク運営機構” <http://www.jammo.org/>
- 6) “国税の電子申告・納税システム「e-Tax」” <http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 7) “eLTAX（エルタックス）：地方税ポータルシステム” <http://www.eltax.jp/>
- 8) 総務省，“電子機器利用による選挙システム研究会 中間報告書，” aug. 2000.
- 9) 総務省，“電子機器利用による選挙システム研究会 報告書，” Feb. 2002.
- 10) 総務省，http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html
- 11) 戸籍統一文字情報の URL：<http://kosekimoji.moj.go.jp/kosekimojidb/mjko/PeopleTop/>